

総合評価方式を採用した工事入札における落札者決定の誤りについて

1 本件事案の概要

令和6年度に総合評価方式を採用した11件の工事入札のうち、4件について、落札者を決定する評価点（入札価格以外の要素）の中で、地域貢献度等の加算点、企業の技術力の加算点等、一部の評価点に誤りがあることが判明した。

また、この誤りを修正した場合、1件の工事で落札業者の決定が異なるものとなることが分かった。

なお、当該工事は既に竣工し、工事代金支払い手続きも終了している。

2 本件事案の経緯

(1) 令和7年2月13日、A社から、令和6年6月入札の下水道工事（落札者はA社）について、自社の評価点に加算がされていない項目があるのではないかと問い合わせがあり、確認したところ、加算すべき項目に加算がされていない状況であることが分かった。

なお、本件工事にかかるA社の評価点を加算修正したが、落札者であったため、決定順位に影響はなかった。

(2) このA社の指摘を受け、総合評価方式を採用した工事について、資料として確認可能な平成28年度までに遡り、全23件について調査した。

その結果、上記の下水道工事に加え、3件の工事、合計4件の工事の評価点加算に誤りがあることが判明し、そのうち、河川災害防止工事1件について、正しい評価点加算をすると落札業者の決定が異なることが判明した。

【令和6年度発注】

- ・ 下水道工事
- ・ 小学校大規模改修工事
- ・ 市営住宅改修工事
- ・ 河川災害防止工事 … 正しい評価点加算により落札業者の決定が異なる

3 原因・問題点

(1) 担当職員が過去の評価点に変更はないものと思い込み、最新の評価点に更新せず、また、事業者の申告による評価点を算定シートに付す際に転記誤りをするなど、算定作業において初歩的なミスがあった。

(2) 複数人態勢で評価点のチェックをしていたが、事業者の申告内容と転記内容の突合を怠っていたため、誤った数値同士を確認していたこととなり、結果として、チェックが機能していなかった。

4 本件事案による影響とその対応

(1) 4件の工事のうち、落札業者の決定が異なる1件の工事は、既に竣工し、支払い手続きも完了している。

(2) 異なる落札業者決定により受注できなかった事業者（本来の落札者）及び当該入札関係者に状況の説明と謝罪を行った。その際、本件に対して、市の信頼失墜に繋がりがねないとの指摘を受けるとともに、再発防止の徹底を求められた。

(3) 4件の工事のうち、落札業者に変更のない3件の工事については、正しい評価点に修正する。

5 再発防止に向けた対策

本件は、「公平、公正で透明性の高い入札・契約」という観点から、あってはならない事案であり、工事関連業者や市民の信用を喪失することになるため、今後、このような事案が発生することがないように、以下の対策を速やかに実施する。

- ・職員が活用するチェックシートや事務マニュアル等を改めて整備し、複数人でのチェックを確実に反映できる体制を構築する。
- ・具体的には、事業者の申告書、評価シート、計算結果等、それぞれの根拠となる数値の突合による点検箇所と複数の点検人員を設定する。